

山梨県景観審議会の概要及び経緯

- 山梨県景観審議会は、県土の景観形成及び屋外広告物に関する重要事項について審議するもの。
- 平成2年制定の山梨県景観条例において、県土の景観形成に関する重要事項について審議するため、「山梨県景観審議会」を設置。（山梨県景観条例第21条）

【山梨県景観条例 抜粋】

(山梨県景観審議会)

第21条 県土の景観形成に関する重要事項を調査審議するため、知事の附属機関として山梨県景観審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

- 2 審議会は、この条例及び山梨県屋外広告物条例(平成3年山梨県条例第35号)の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議するものとする。
- 3 審議会は、委員15人以内で組織する。
- 4 委員は、景観形成に関し学識経験のある者のうちから知事が委嘱し、又は任命する。
- 5 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 7 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 8 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。
- 9 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。
- 10 会議は、委員の2分の1以上が出席しなければ開くことができない。
- 11 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 平成24年度からは、山梨県屋外広告物条例の改定により屋外広告物審議会が廃止され、その権限に属していた事項の審議が景観審議会に付託された。

【山梨県屋外広告物条例 抜粋(一部略)】

(山梨県景観審議会の意見聴取等)

第42条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、景観審議会の意見を聴かなければならない。

- 1 第6条第1項第1号、第2号、第6号、第7号、第8号、第11号、第12号及び第14号並びに第7条第1項第3号、第9号及び第10号の規定による指定をし、又はこれらを変更しようとするとき。
- 2 第7条第4項(略)及び第9条第7項の基準を定め、又はこれらを変更しようとするとき(略)。
- 3 略

【参考】

景観条例及び屋外広告物条例に基づく景観審議会の調査審議事項

1 景観条例に関する業務

- (1) 景観条例第 21 条第 1 項 県土の景観形成に関する重要事項を調査審議するため設置
- (2) 同条第 2 項 景観条例及び屋外広告物条例により権限に属させられた事項を調査審議
- (3) 条例の規定による諮問事項
 - ・ 景観形成基本方針を策定しようとするとき（第 7 条第 3 項）
 - ・ 景観形成基本方針の変更（同条第 5 項）
 - ・ 景観形成地域を指定しようとするとき（第 9 条第 3 項）
 - ・ 景観形成地域の指定の解除及びその区域の変更（同条第 9 項）
 - ・ 景観形成基本計画の決定、廃止及び変更（第 10 条第 3 項）
 - ・ 景観形成基準の決定、廃止及び変更（第 11 条第 4 項）
 - ・ 大規模行為景観形成基準の決定、廃止及び変更（第 15 条第 4 項）
 - ・ 公共事業等景観形成指針の決定、廃止及び変更（第 19 条第 4 項）

2 屋外広告物条例に関する業務

- (1) 屋外広告物条例第 42 条の規定により景観審議会の意見を聴取することとされた事項

① 第 42 条第 2 項第 1 号

- ・ 禁止区域のうち、景観地区及び伝統的建造物群保存地区で、対象から除外する区域として指定（変更）しようとする場合（第 6 条第 1 項第 1 号）
- ・ 禁止区域について、文化財保護法の指定建造物の周辺の範囲として指定（変更）する場合（同項第 2 号）
- ・ 禁止区域について、景観法による準景観地区で、条例により制限を受ける地域の中から指定（変更）しようとする場合（同項第 6 号）
- ・ 禁止区域について、景観法による地区計画等形態意匠条例により制限を受ける地域の中から指定（変更）しようとする場合（同項第 7 号）
- ・ 禁止区域について、文化財保護条例の指定建造物の周辺の範囲内として指定（変更）する場合（同項第 8 号）
- ・ 禁止区域について、景観条例の景観形成地域の区域から指定（変更）しようとする場合（同項第 11 号）
- ・ 禁止区域について、道路等の用地から展望できる範囲の地域から指定（変更）しようとする場合（同項第 12 号）
- ・ 禁止区域について、駅前広場の区域から指定（変更）しようとする場合（同項第 14 号）
- ・ 許可区域のうち、景観法の景観計画区域で、対象から除外する区域として指定（変

- 更)しようとする場合(第7条第1項第3号)
- ・許可区域について、道路等の用地から展望できる範囲の地域から指定(変更)しようとする場合(同項第9号)
- ・許可区域について、学校、図書館、博物館、美術館その他の教育文化施設の周囲として指定(変更)する場合(同項第10号)
- ② 同項第2号
 - ・許可基準(規則別表第一)を定め、変更しようとするとき(第7条第4項)
 - ・禁止区域においても許可を受けられる道標又は案内図の許可基準を定め、変更しようとするとき(第9条第6項)
 - ・適用除外となる広告物等に係る基準を定め、変更しようとするとき(同条第7項)
- ③ 同項第3号
 - ・特にやむを得ないと認めるときに広告物等の表示・設置の特例として許可し、その表示・設置の方法の変更を許可しようとするとき(第7条の4)
- (2) 屋外広告物条例第42条以外の規定により景観審議会の意見を聴取することとされた事項
 - ・広告物活用地区の指定(第7条の2第4項)
 - ・広告物活用地区の指定の変更又は廃止(第7条の2第6項で同条第4項を準用)
 - ・景観保全型広告規制地区の指定又はその指定の変更若しくは廃止(第7条の3第3項で第7条の2第4項を準用)